



二〇二〇年を実りある年にするために——特に裁判所改革に向けた取り組みを

世界中の市民が、平和と人権が少しでも拡充することを願って2020年を迎えたはずなのに、アメリカ軍がいきなり無人爆撃機で、イランの革命防衛隊司令官を殺害したため、米軍が駐留するイラクの基地などを攻撃し、中東情勢が一挙に緊迫化する事態に発展した。

日本政府としては、戦争状態を早期に終わらせるために、積極的に働きかける努力をすべきなのに、安倍総理はトランプの謀略を“忖度”してか、あるいは自分に能力がないことを知ってか、そうした努力をすることなく、自衛隊の存在を合憲化するために憲法改正への意欲を示すとともに、中東へ海上自衛隊を「調査・研究」の名目で派遣することを決め、早々に哨戒機を那覇の基地から出発させるなど、嘆かわしい一年の始まりとなってしまった。野党連合を早急に結成し、政権を変えることによって、韓国との関係改善なども実現したいものである。

ところで、真冬というのに雪もほとんど降らず、気温が高めで、地球温暖化の影響を肌で感じるこの頃であるが、台風による豪雨災害などが繰り返されないよう、日本も最大限の努力をすべきなのに、小泉進次郎環境大臣が環境NGOでつくる「気候行動ネットワーク」(CAN)から「化石賞」を賜わるという状態で、原発の廃止はもちろんのこと、自然エネルギーの拡大に向けて、根本から改めさせる必要がある。

今年は日本でオリンピック、パラリンピックが開催されることから、新国立競技場などに多額の費用をかけ準備を着々と進めているが、オリンピックムードをあおり、競技が開始されると日本選手の活躍に国を挙げて一喜一憂する状態になることが懸念される。オリンピックの目標や意義は、文化や国籍などを超え、人間の尊厳を保つことに重きを置き、フェアプレイの精神を培うことによって、平和でより良い世界を構築することにあることを忘れてはならない。

ところで、カルロス・ゴーンが国外に逃亡し、日本の司法に対して厳しい批判を浴びせていることが大きく取り上げられ、これに対して日本のマスメディアは主として森法務大臣の反論を報じている。ゴーンの

指摘に真実も含まれるものの双方ともに自分の立場を正当化するために、都合の良い言い分に終始しているとした考えられないが、これを機会に保釈がこれまで以上に厳しく制限されることを許してはならない。

日本の司法については、日民協の司法制度研究集会で毎年さまざまな問題点と改革の必要性が論じられてきたが、昨年は50回目を迎え、自由法曹団、青年法律家協会弁護士学者合同部会、全司法労働組合と共催で開催され、貴重な報告と討論がなされた。その内容は、本誌の先月号の特集「今、あらためて、司法と裁判官の独立を考える」に掲載されており、改めていろいろと考えさせられた。

広島高裁が1月17日に伊方原発3号機の運転差止めを認める決定を出した。担当裁判には敬意を表するものの、最高裁事務局に牛耳られていなければ当然の判断と言って良いであろう。

我国でも抜本的な司法改革が、一時、強く求められ、官僚司法制度を改めるために、法曹一元の実現や陪審制ないしは参審制の導入が提案され、市民のための司法を実現するために映画「日独裁判官物語」の制作・上映運動も進められた。ところが、それを恐れた司法当局とそれに迎合する学者や弁護士らによって、裁判員制度の導入や司法試験合格者の大幅な増員の導入で、いずれも抑え込まれてしまった。このままでは日本の平和と民主主義、それに市民の基本的人権は確立されるどころか、政治権力によって崩されてしまう恐れがある。

内閣府の調査によって死刑制度を80.8%が容認しているという報道がなされたが、そうした国民は意識を変えるにはどうしたらいいのだろうか。

司法犯罪ともいべき冤罪の救済のために、再審法の改正については、昨年、大きな前進が見られたが、今年はそれを立法化し、秋の司法制度研究集会では、昨年の成果を踏まえ、最も重要で緊急の課題である裁判官の任命制度など裁判所改革に向けた提案を取りまとめることを期待したい。

(弁護士 日民協理事 高見澤昭治)